

碧南市内公園施設等における自動販売機設置事業者募集要項

下記施設に自動販売機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。

設置事業者は、自動販売機を設置するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付料を納めていただきます。

応募者はこの募集要項及び別に示す仕様書をご確認の上、応募してください。なお、応募は、下記行政財産貸付募集物件の物件番号ごとにお願いします。複数の物件への応募も可能です。

記

1 公募概要

| | |
|--------------|--|
| 公募の内容 | 碧南市臨海公園及び港南緑地の利用者サービス向上のため自動販売機を設置する事業者を広く募集します。 |
| 貸付場所 | 物件番号1 碧南市臨海公園（碧南市浜町2番地4）内 第3駐車場、大芝生広場東側、ドーム横、くじら池西側 グラウンド西側植栽スペース 物件番号2 碧南市港南緑地（碧南市港南町2丁目8番地16）内 駐輪場 |
| 貸付期間 | 物件番号1 令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間） 物件番号2 令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間） |
| 公募及び 選定方法 | 応募要件を満たし、貸付料支払い額提示額が最も高い者を設置事業者として決定します。万が一、その者が辞退した場合には、次点の者を設置事業者として決定します。 |
| 選定結果の 通知 | 選定結果は、応募者に対する通知及びホームページにて公表します。 |
| 契約 | 設置事業者は、市と自動販売機設置の細目について協議し、行政財産貸付に関する契約を締結します。 |

2 公募スケジュール

| 内容 | 日付 |
|----------|------------------------|
| 募集要項配布開始 | 令和5年2月1日(水) |
| 申込受付期間 | 令和5年2月13日(月)から2月24日(金) |
| 選定の結果通知 | 令和5年3月上旬 |
| 設置準備期間 | 令和5年3月下旬 |
| 設置開始日 | 令和5年4月1日(土) |

3 自動販売機設置施設の概要

各施設のホームページをご覧ください。

○碧南市臨海公園

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kaihatsu_suido/toshi_seibi/park_info/6478.html)

○碧南市港南緑地

(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/kaihatsu_suido/toshi_seibi/park_info/6038.html)

4 行政財産貸付募集物件

物件番号1 碧南市臨海公園(碧南市浜町2番地4)内

| 物件番号 | 箇所 | 面積 | 目的 |
|------|-------------------|--------------------|--|
| 1 | 第3駐車場 | 2.5 m ² | 自動販売機2台(飲料用)の設置場所として |
| | 大芝生広場東側 | 4.3 m ² | 自動販売機2台(飲料用)の設置場所として |
| | ドーム横 | 4.8 m ² | 自動販売機4台(飲料用2台、アイスクリーム1台、菓子等1台)の設置場所として |
| | くじら池西側 | 5.6 m ² | 自動販売機2台(飲料用1台、アイスクリーム1台)の設置場所として |
| | グラウンド西側 植栽スペース | 5.0 m ² | 自動販売機3台(飲料用)の設置場所として |

物件番号2 碧南市港南緑地（碧南市港南町2丁目8番地16）内

| 物件番号 | 箇所 | 面積 | 目的 |
|------|-----|------|----------------------|
| 2 | 駐輪場 | 6.0㎡ | 自動販売機3台（飲料用）の設置場所として |

※それぞれ具体的な内容は仕様書をご参考ください。

5 貸付期間

物件番号1 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

物件番号2 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

6 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する個人または法人であること。

- (1) 碧南市内に住所を置いていること（法人の場合は本社が碧南市内に住所を置いていること）。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の実績があること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する業種

イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

7 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

令和5年2月13日（月）から2月24日（金）までの平日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募方法

上記期間中に直接、提出先にご提出ください。郵送での受け取りはできません。

(3) 提出先

碧南市都市整備課（碧南市松本町28番地）

(4) 提出書類

ア 行政財産貸付料提案書（別に様式あり）

イ 完納証明書（納税証明書）（市税の滞納がないことを示す書類で、碧南市税務課で発行します（証明手数料200円）。）

ウ 設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し（寸法、ヒートポンプ方式及びピークシフト方式等省エネタイプ及び災害用ベンダータイプが確認できるもの）

※別途、設置機器の指定あり（別添仕様書参照）

8 選定方法及び結果通知

(1) 契約の相手方を決定するにあたっては、それぞれの物件ごとに貸付料支払い額提示額が最も高かった者とします。ただし、その者が辞退した場合は、次点の者とします。

(2) 設置事業者の選定結果につきましては、令和5年3月上旬に各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

9 その他

(1) 貸付料及び電気料の支払い方法等は仕様書のとおりです。

(2) 現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。

(3) 契約保証金は免除します。

(4) その他詳細については、仕様書を参照してください。

10 問合せ

碧南市都市整備課管理係

住所 碧南市松本町28番地

電話：0566-95-9909

FAX：0566-41-5412

E-mail：toshiseibi@city.hekinan.lg.jp

行政財産貸付料提案書

| | | | | | | | | |
|-------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 行政財産貸付料 支払い額 ※ | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|

- ※1 ご提示いただく額は設置13台分スペース1年間(12か月分)の額となります。
- ※2 ご提示いただく額は、税抜で記載してください。
- ※3 ご提示いただく額には電気料実費相当分は含まないでください。

1 貸付物件 碧南市臨海公園内

| 物件番号 | 箇所 | 面積 | 目的 |
|------|---------------|--------------------|--|
| 1 | 第3駐車場 | 2.5 m ² | 自動販売機2台(飲料用)の設置場所として |
| | 大芝生広場東側 | 4.3 m ² | 自動販売機2台(飲料用)の設置場所として |
| | ドーム横 | 4.8 m ² | 自動販売機4台(飲料用2台、アイスクリーム1台、菓子等1台)の設置場所として |
| | くじら池西側 | 5.6 m ² | 自動販売機2台(飲料用1台、アイスクリーム1台)の設置場所として |
| | グラウンド西側植栽スペース | 5.0 m ² | 自動販売機3台(飲料用)の設置場所として |

2 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで(3年間)

募集要項の応募資格要件を満たしていることを確認し、上記のとおり提案いたします。

令和 年 月 日

住所所在地 〒

商号又は名称

(電話)

代表者氏名

印

碧南市長 禰 宜 田 政 信 宛

碧南市臨海公園内自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市臨海公園内自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

物件番号1 碧南市臨海公園内第3駐車場、大芝生広場東側、ドーム横、くじら池西側、グラウンド西側植栽自動販売機設置スペース

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機13台の設置場所として

4 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。

(2) 自動販売機に係る電気料は、貸付料とは別に実費相当分を支払うものとする。また、電気料の算出にあたり、毎月1日から5日までに設置箇所付近のトイレ横の電灯盤に設置されている自動販売機用積算電力計を検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

6 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を市が指定する日までに一括で前納すること。電気料は、実費相当分を市の請求に基づき納付すること。

(2) 前納した貸付料について、事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しない。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すること。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、災害用ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。ただし菓子またはアイスクリームの自販機において、これを満たすものがない場合はその限りではない。
- (3) 販売価格は通常市販価格を参酌し、事業者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、事業者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。

10 設置条件

- (1) 設置場所には、既存の自動販売機が設置されているため、撤去された後に設置すること。なお、令和5年4月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。
- (4) 設置場所に必要に応じ、必要な強度を確保した屋根テントを設置すること。テントの生地は、防水、防炎加工がされている耐久性のある生地を使用し、色は緑系統とすること。また、屋根は片流れとし、骨組みに使用するパイプ枠は塗装仕上げされたものを使用すること。既設テントの生地やパイプ枠も利用可能とするが、破損や汚損された場合は、事業者が速やかに修繕すること。
- (5) 臨海公園テニスコート横に別団体が令和5年度より自動販売機を1台設置する予定であるが、そのことを起因とした営業利益の減少等について、市は責任を負わないため

留意すること。

11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。
- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。
- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

12 商品の具体的な構成

11(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

- (1) 飲料用自動販売機は、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水、スポーツ飲料水等の清涼飲料水を販売し、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。また、缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。
- (2) 同じ箇所の飲料用自動販売機はそれぞれ異なる飲料メーカーの自動販売機を設置すること。(コンビ機は1台1種類とみなす。)また、今回募集する臨海公園内の5箇所で4社以上の飲料メーカーを採用すること。
- (3) ドーム横に緑の募金を目的とした飲料用自動販売機を1台設置し、売り上げの2%を緑の募金として碧南市緑の募金委員会に納めること。また、自動販売機の前面には、利用者の理解が得られるよう、緑の募金についての説明が記載されたステッカーを貼るなどラッピングをすること。

物件1 臨海公園

- (4) ドーム横にアイスクリームの自動販売機を1台、菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料のコンビネーション自動販売機を1台設置すること。
- (5) くじら池西側にアイスクリームの自動販売機を1台設置すること。

13 報告書の提出について

事業者は、電気料の算出にあたり、毎月1日から5日までに設置箇所付近のトイレ横の電灯盤に設置されている自動販売機用積算電力計を検針した数値を所定の様式により毎月市に報告すること。

事業者は、月別の売り上げ状況（販売個数、売上額）を半年毎に市に報告すること。

14 その他

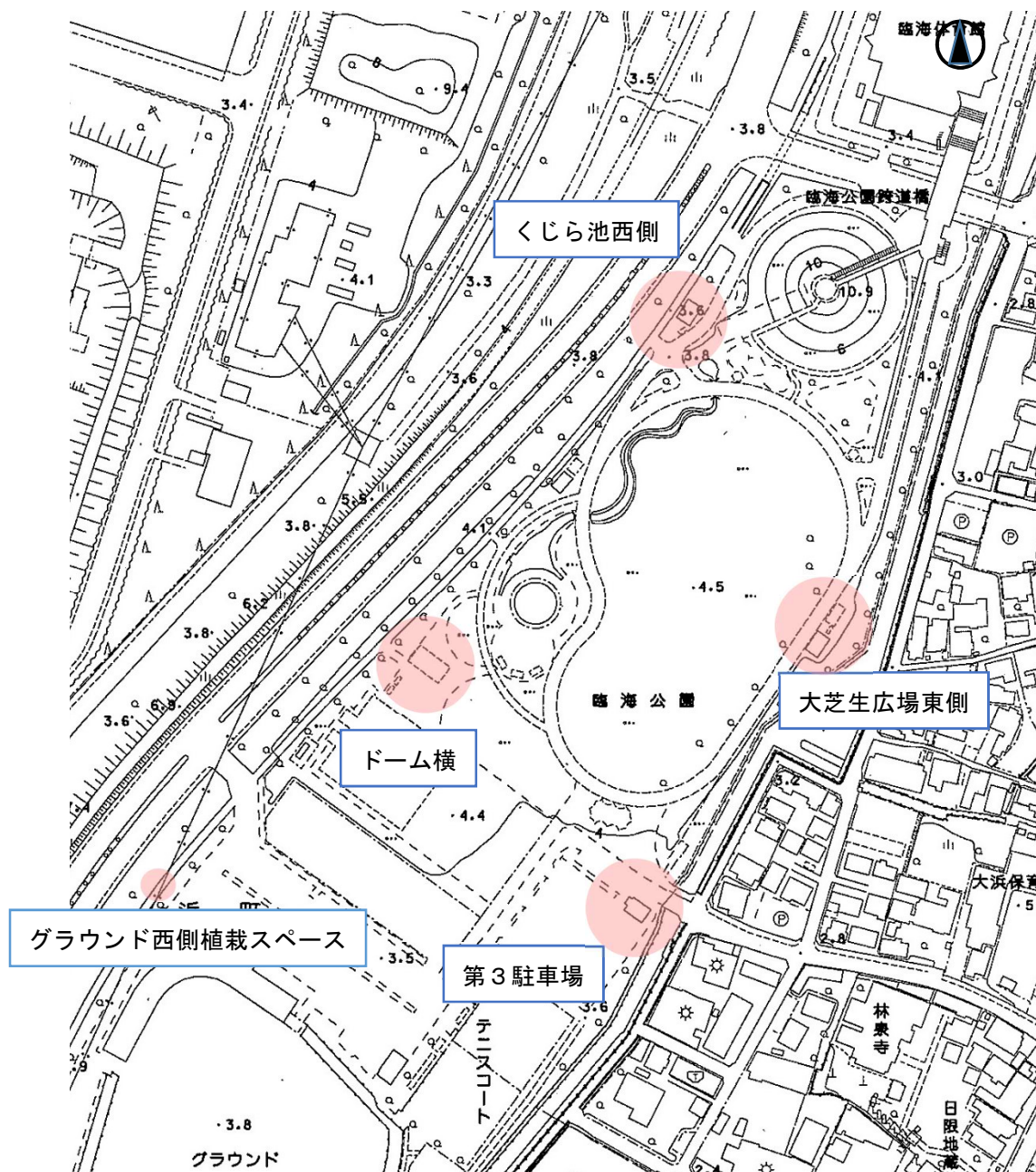
- (1) 市が、4の貸付期間中に同施設内で他の自動販売機の新設を行った場合も本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) 市の許可が下りた物販を行う者と商品種目が同一になってしまっても、市は一切の責は負わない。
- (3) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

物件1 臨海公園

15 特記事項

・今回募集する臨海公園内の5箇所で4種類以上の飲料メーカーの自動販売機を設置すること。

【全体図】



物件1 臨海公園

第3駐車場（2.5m²）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|------|----|------------|
| 飲料 | 2台 | 4,778,520円 |

- ・飲料用2台は異なる飲料メーカーを採用すること。

【第3駐車場】



物件1 臨海公園

大芝生広場東側（4.3㎡）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|------|----|------------|
| 飲料 | 2台 | 1,211,830円 |

- ・飲料用2台は異なる飲料メーカーを採用すること。

【大芝生広場東側】



物件1 臨海公園

ドーム横（4.8㎡）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|----------------------------------|----|------------|
| 飲料 | 2台 | 2,720,740円 |
| アイスクリーム | 1台 | 2,180,570円 |
| 菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料とコンビネーション自動販売機 | 1台 | 1,046,490円 |

- ・飲料用2台は異なる飲料メーカーを採用すること。
- ・飲料用2台のうち1台は、緑の募金を目的とした自動販売機を設置し、売り上げの2%を緑の募金として碧南市緑の募金委員会に納めること。また、自動販売機の前面には、利用者の理解が得られるよう、緑の募金についての説明が記載されたステッカーを貼るなどラッピングをすること。
- ・1台はアイスクリームの自動販売機を設置すること。
- ・1台は菓子等の食品自動販売機又は菓子と飲料のコンビネーション自動販売機を設置すること。

【ドーム横】



物件1 臨海公園

くじら池西側（5.6㎡）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|---------|----|------------|
| 飲料 | 1台 | 1,761,730円 |
| アイスクリーム | 1台 | 2,686,700円 |

- ・1台は飲料用、1台はアイスクリームの自動販売機を設置すること。

【くじら池西側】

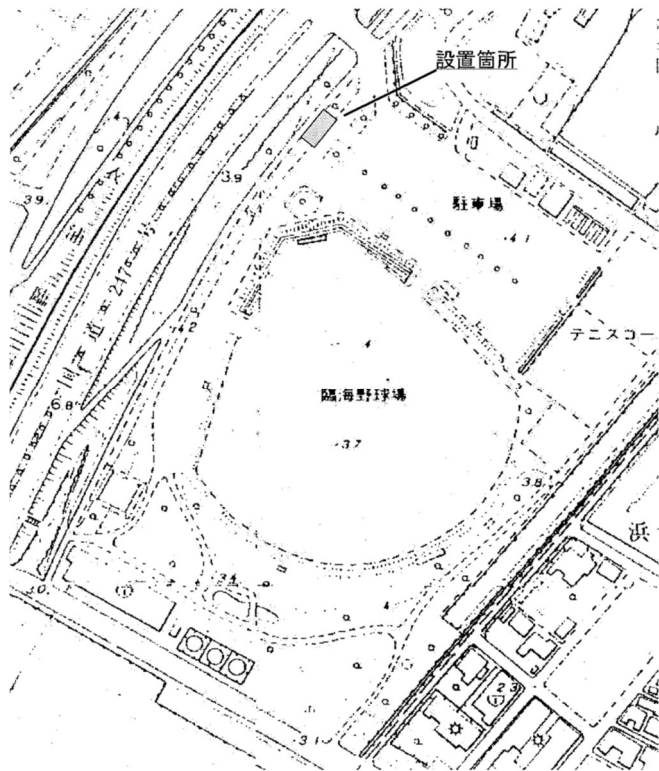


物件1 臨海公園

グラウンド西側植栽スペース（5.0m²）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|------|----|------------|
| 飲料 | 3台 | 2,549,830円 |

- ・飲料用3台は異なる飲料メーカーを採用すること。



行政財産貸付料提案書

| | | | | | | | | |
|-------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 行政財産貸付料 支払い額 ※ | 千万 | 百万 | 十万 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|-------------------|----|----|----|---|---|---|---|---|

- ※1 ご提示いただく額は設置3台分スペース1年間（12か月分）の額となります。
- ※2 ご提示いただく額は、税抜で記載してください。
- ※3 ご提示いただく額には電気料実費相当分は含まないでください。

1 貸付物件

| 物件 番号 | 箇所 | 面積 | 目的 |
|----------|-----|--------------------|-----------------|
| 2 | 駐輪場 | 6.0 m ² | 自動販売機3台の設置場所として |

2 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

募集要項の応募資格要件を満たしていることを確認し、上記のとおり提案いたします。

令和 年 月 日

住所又は所在地 〒

商号又は名称

_____ (電話) _____

代表者氏名

_____ 印

碧南市長 禰 宜 田 政 信 宛

碧南市港南緑地内自動販売機設置スペース貸付仕様書

碧南市港南緑地内自動販売機設置スペース貸付については、この仕様書に基づいて施行するものとする。

1 行政財産の貸付場所

物件番号2 駐輪場

2 使用の形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号に基づく、行政財産の貸付とする。

3 貸付の目的

自動販売機3台の設置場所として

4 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日（3年間）

5 貸付料等

(1) 貸付料は、行政財産貸付料支払い額に消費税相当額として、当該金額の100分の10に相当する額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した額とする。

(2) 自動販売機に係る電気料は、貸付料とは別に、実費相当分を支払うものとする。

6 貸付料等の納付

(1) 貸付料は、年度毎に当該年度の当該月数分を市が指定する日までに一括で前納すること。電気料は、実費相当分を市の請求に基づき納付すること。

(2) 前納した貸付料について、事業者の責めに帰する理由により契約の全部又は一部を解除した場合は返還しない。

7 貸付料以外の経費

自動販売機及び付帯設備の設置や撤去に要する工事費、維持管理にかかる費用、移転費等の費用、その他販売に係る諸経費は全て事業者の負担とする。

8 転貸等の禁止

自動販売機を設置する権利及び自動販売機による飲料の販売に係る業務を第三者に譲渡、転貸又は再委託してはならない。

9 使用上の制限

物件2 港南緑地

- (1) 貸付期間満了時又は契約が取り消された場合、及び契約を解除した時には、事業者の負担により、速やかに機器撤去と同時に貸付場所を原状に復すること。ただし、特に市が承認したときは、原状に回復しないで返還することができるものとする。
- (2) 設置機器は、災害用ベンダー及び省エネルギータイプのもの（最低でもヒートポンプ方式を採用した機種、又はピークシフト自販機）を採用すること（新品でなくても可）。
- (3) 販売価格は通常市販価格を参酌し、事業者において決定すること。
- (4) 販売した飲料の容器は、事業者の責任及び負担により回収し、各種法令に基づき適正に処理すること。また、事業者は容器ごとに分別回収可能な回収ボックスを適切な個数設置し、回収ボックスの周囲の清掃も心がけること。大型連休等繁忙期に回収ボックスがあふれることの無いよう十分注意すること。

10 設置条件

- (1) 令和5年4月1日からの営業が不可能だとしても、市は貸付料の返還等及びその他の補償等には応じないものとする。
- (2) 設置に関する必要な電気設備を含む全ての工事については、事業者が安全に責任をもって行うこと。
- (3) 自動販売機の設置にあたっては、据付面を十分に確認し、地震等で転倒しないよう安全に据え付けること。必要に応じ、基礎工事等を行うこと。
- (4) 屋外の設置場所には必要に応じて、必要な強度を確保した屋根テントを設置すること。テントの生地は、耐久性のある生地を使用すること。既設テントの生地やパイプ枠も利用可能とするが、破損や汚損された場合は、事業者が速やかに修繕すること。
- (5) 自動販売機には積算電力計をつけること。

11 維持管理

- (1) 商品補充、容器回収及び金銭管理等、自動販売機の維持管理は事業者が行うこと。
- (2) 事業者は、季節や商品の販売状況を考慮し、常に利用者ニーズに即した商品の提供ができるよう、適宜、商品の入れ替えを行うこと。特に賞味期限切れ及び品切れが発生しないよう、十分に注意すること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問合せやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず24時間対応すること。
- (4) 商品補充・容器回収頻度については、市と協議して決定すること。

- (5) 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については、連絡先を明記し、事業者の責任において対応すること。
- (6) 関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合には遅延無く手続きを行うこと。
- (7) 市は、市の責によることが明らかな場合を除き、当該自動販売機に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その一切の責任を負わないこととする。また、事業者は自動販売機が毀損、破損された場合及び自動販売機とそれに付随する備品等が紛失した場合は、速やかに復旧し、復旧にかかる費用は事業者が負担すること。

12 商品の具体的な構成

11(2)の内容を遵守するとともに次に示す販売品目の条件を満たすこと。また、落札決定後、事前に市と協議すること。

(1) 飲料用自動販売機は、お茶、水、コーヒー、炭酸飲料水、スポーツ飲料水等の清涼飲料水を販売し、アルコールを含む酒類の販売は行わないこと。また、販売する容器は缶又はペットボトルの密閉式容器とすること。

(2) 同じ箇所の飲料用自動販売機はそれぞれ異なる飲料メーカーの自動販売機を設置すること。(コンビ機は1台1種類とみなす。)

13 報告書の提出について

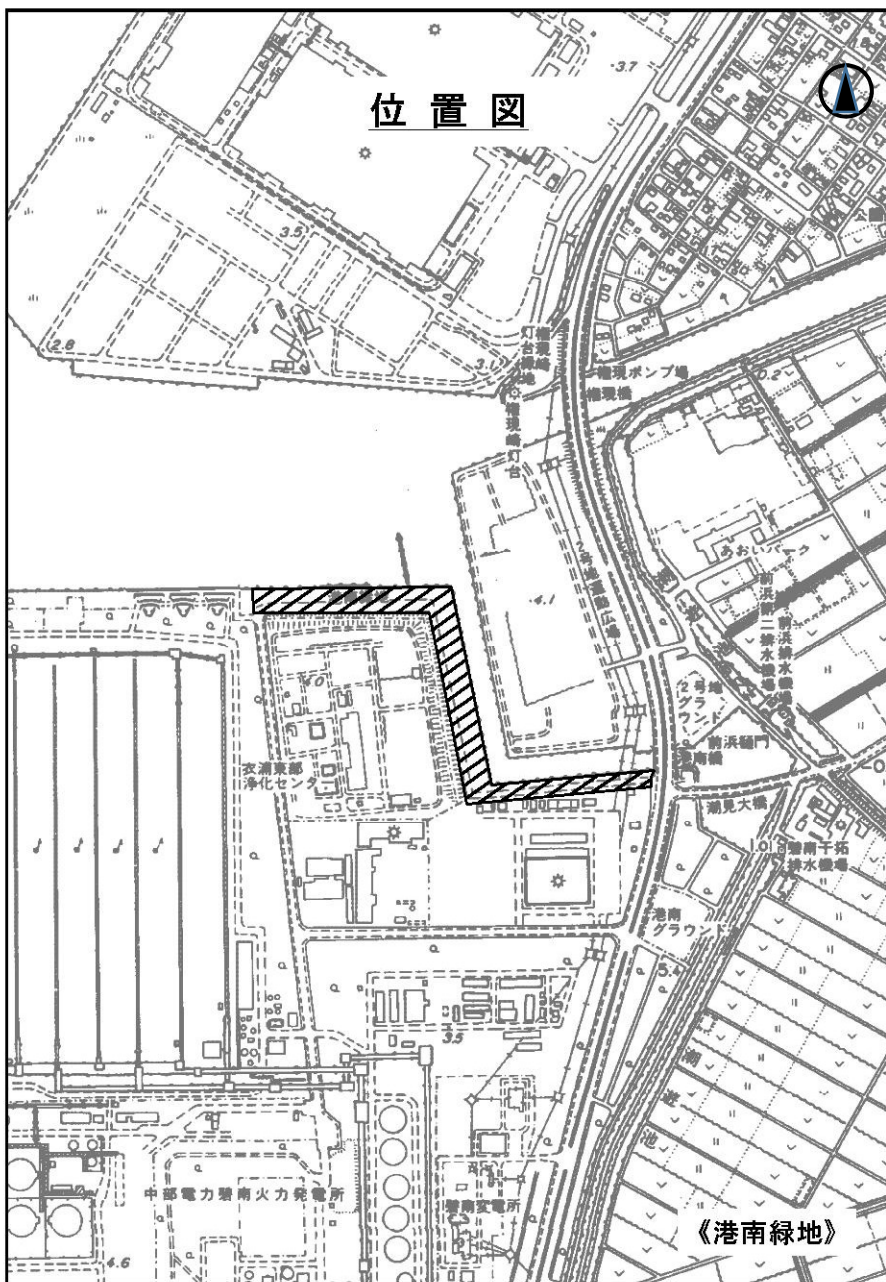
事業者は、月別の売り上げ状況(販売個数、売上額)を半年毎に市に報告すること。

14 その他

- (1) 市が、4の貸付期間中に同施設内で他の自動販売機の新設を行った場合も本仕様に基づく契約は継続するものとし、その場合も、5の貸付料の変更は行わないものとする。
- (2) 市の許可が下りた物販を行う者と商品種目が同一になってしまっても、市は一切の責を負わない。
- (3) この仕様書に記載されていること以外に疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議し、対応すること。

15 特記事項

【全体図】



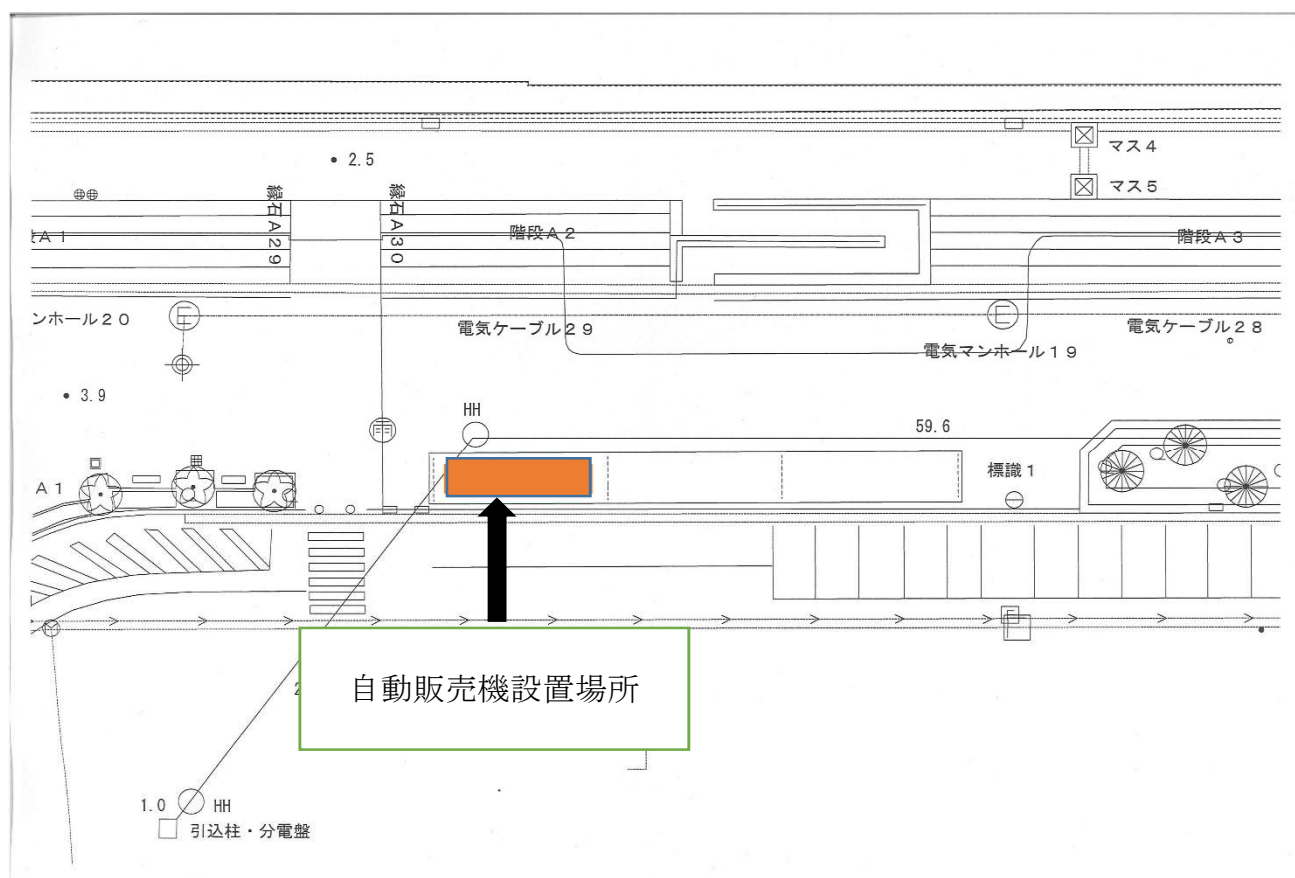
物件2 港南緑地

駐輪場（合計約6.0㎡）設置内容

| 販売品目 | 台数 | 令和3年度売上額 |
|--------------|----|------------|
| 飲料（缶・ペットボトル） | 3台 | 6,368,780円 |

- ・各販売機に積算電力計を設置すること。また、電気料は市の請求に基づき支払うこと。
- ・飲料用（缶・ペットボトル）3台は異なる飲料メーカーを採用すること。
- ・各販売機の配置は現状に関わらず、利用者の利便性を考えて行うこと。

【設置箇所図】



現況写真

